

指定障害福祉サービス事業者に対する指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者である「株式会社C I. PRODUCE（シーアイプロデュース）」（以下「当該事業者」という。）が運営する「ケアサポート禅和」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業者が、利用者がサービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したものとして虚偽の記録を作成し、介護給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し受領した事実等を確認しました。

このため、令和7年12月1日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること（令和8年2月1日効力発生）、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知しましたので報告します。

記

1 対象事業所

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 名 称 | ケアサポート禅和 |
| (2) 開設法人 | 株式会社C I. PRODUCE（代表取締役 松坂 恒子） |
| (3) 所在地 | 左京区松ヶ崎雲路町17番地1 AIM北山3ー北 |
| (4) 指 定 日 | 平成29年4月1日 |
| (5) 管 理 者 | |
| (6) サービスの種類 | |
| 障害福祉サービス | 居宅介護、同行援護、重度訪問介護及び行動援護 |
| 地域生活支援事業 | 移動支援 |
| (7) 利用者数 | 居宅介護等 53名（令和7年9月現在） |
| | 移動支援 37名（ ” ” ） |

【居宅介護】

自宅で食事・排せつ・入浴等の介護、調理・洗濯・掃除等の援助のほか、通院等の介助を行う事業。

【同行援護】

視覚障害により移動が困難な方に、外出時の移動の介護等を行う事業。

【重度訪問介護】

重度の障害があり常に介護が必要な方に、居宅介護や見守りの支援、外出時の移動の介護等を総合的に行う事業。

【行動援護】

知的障害や精神障害により介護が必要な方に、外出時の移動の介護等を行う事業。

【移動支援】※法に基づき市町村が実施主体となる地域生活支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、社会参加や余暇活動等の外出の際の移動の介護等を行う事業。

2 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

当該事業所が、利用者A及び利用者Bに対して、サービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したものとして虚偽の記録を作成し、給付費を請求している疑いがあることを区役所が把握した。

(2) 監査の実施

令和7年6月12日に、当該事業所に対し法第48条第1項に基づく監査を実施し、以降、10月30日まで、提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。

主な監査等経過は別紙のとおり。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第50条第1項第6号）

当該事業者は、利用者Aについて、令和2年12月から令和6年11月までの期間において、利用者が居宅介護サービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

利用者Bについて、令和6年10月から令和7年3月までの期間において、利用者が同行援護サービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

【不正請求額 約1,026万円】

イ 検査忌避（法第50条第1項第8号）

法に基づく検査において、管理者に対し計6回にわたり聴取を行うも、その都度検査とは関係のないことを持ち出し質問に回答せず、またそれ以降は同管理者の出頭を求めるも定められた期日までに出席に応じなかった。

ウ 運営基準違反（法第50条第1項第5号）（法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第30条第1項及び第2項）

管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

エ 法令違反（法第50条第1項第10号）

当該事業所が指定を受けている重度訪問介護及び行動援護について、当該事業と一体的に運営している居宅介護及び同行援護において、上記アからウのとおり、法に違反する事実が認められた。

3 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和8年2月1日効力発生）

(2) 処分理由

給付費に係る不正請求、検査忌避、運営基準違反及び法令違反
(法第50条第1項第5号、第6号、第8号及び第10号に該当)

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	14,370,111円
(不正請求額)	10,264,365円
(加算額)	4,105,746円

(4) 「移動支援事業」の指定の取消し(京都市移動支援事業実施要綱第17条第2項及び第4項に該当)

移動支援事業の指定について、上記「検査忌避を行ったこと」及び「障害福祉サービス事業所が指定を取り消されたこと」が、本市要綱に定める指定取消事由に該当するため、移動支援事業の指定を取り消す。

4 利用者への対応

本市が状況把握を行うもとで、当該事業者において、利用者に対し他事業所のあつせん等を進めている。

5 今後の取組

今回の事案を受け、このような不正請求を防ぐ取組を進めていく。

- (1) 障害福祉サービスの全事業所に対して、処分内容について周知するとともに、今一度法令を遵守し適切に事業所運営を行うよう強く注意喚起した。
- (2) 毎年度実施している事業者に対する集団指導において、今回の事案と行政処分の内容等を全事業者に周知し、不正請求には厳正に対処する旨を徹底する。
- (3) 全事業所に対して、事業所職員が、サービス提供時間や内容等を正確に記録し、請求などの事務処理にあたっては、ダブルチェック等を行うとともに、利用者から利用実績の確認を受けるよう、周知徹底する。また、実地での運営指導において、確認を行い、指導していく。
- (4) 利用者に対して、障害福祉サービスの支給決定を受ける区役所・支所における手続の際に、障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、事業所が作成した記録等をご自身でしっかりと確認したうえで、署名、押印等を行うことが大切であることを再周知する。

併せて、サービス提供を受けたときは、その日時や提供を受けたサービスの内容をメモなどに記録し、保管しておくことを啓発する。

さらに、指定特定相談支援事業所(障害のある方に対して、サービス等利用計画の作成等、障害のある方に提供される障害福祉サービスの総合的な支援を

行っている。) からも、サービス等利用計画の見直し等の機会に、改めて上記の旨を周知する。

<主な監査等経過>

- 1 令和7年6月12日
当該事業所に無通告の実地での監査を実施。管理者不在のため、後日、書類を提出するよう指示した。
- 2 令和7年6月13日
書類の徴取及び管理者への聴取を実施。書類は一部提出されたが、聴取について、管理者は検査とは関係のないことを持ち出して応じなかった。
- 3 令和7年6月30日、7月2日、10日、28日
管理者への聴取を実施。追加書類の提出及び聴取に応じるよう求めたが、管理者は検査とは関係のないことを持ち出して応じなかった。
- 4 令和7年8月5日
追加書類の徴取及び管理者への聴取を実施。管理者は、追加書類を提出し、これまで検査とは関係のないことを持ち出して聴取に応じなかったことを謝罪、次回から聴取を含めた検査に応じる意向を示す。
- 5 令和7年9月3日
当該事業所に立入検査を実施。追加書類の徴取及びサービス提供責任者（3名）への聴取を実施した。
- 6 令和7年10月7日
利用者支援担当職員（3名）への聴取を実施した。
- 7 令和7年10月15日
管理者が対応できなくなったと申し出があったため、管理者には期限を定めて出頭を求めつつ、法人代表者から監査対応の委任を受けた事業所運営を中心に担う職員及びサービス提供責任者への聴取を実施した。
利用者Aに対し居宅介護サービスを提供していない曜日や時間帯（主に夜間）の請求があることについて、当該事業所として、利用者Aに夜間の時間帯のサービスは提供していないが、居宅介護サービスを提供したことになっていることを認めただうえで、原因は分からないと証言した。
利用者Bの同行援護サービスの提供については、通院時以外にもサービス利用があったと証言した。
- 8 令和7年10月20日
利用者Bの家族への聴取を実施。当該事業所の同行援護サービスの利用は、通院時のみである、利用者Bは介護保険サービスも利用している、との発言があった。

9 令和7年10月24日

計理事務等担当職員への聴取を実施。報酬請求時の請求ソフトへのサービス提供実績の入力は、利用者支援担当職員から提出された実績を記載したメモの内容をそのまま入力し、メモは入力後、破棄している。請求時のダブルチェックは実施していないと証言した。

また、当該事業者に対して、同日までを期限として管理者の出頭を求めているが、出頭しなかった。

10 令和7年10月30日

介護保険サービス事業所（居宅介護支援）から、利用者Bの介護保険サービスの利用状況を示す資料の提出があった。突合したところ、同行援護サービスの利用があったとして当該事業所から給付費の請求があった日時において、利用者Bが介護保険サービスの訪問介護等を利用していたことを確認した。